



平成 30 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 日本 鋳 鉄 管 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 笹 田 幹 雄  
(コ ー ド 番 号 5 6 1 2 東 証 第 1 部)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 井 澤 信 之  
(TEL. 0480-85-1101)

### 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 21 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 19 日開催予定の第 114 回定時株主総会に、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 単元株式数の変更

###### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株単位に統一することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

###### (2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

###### (3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

###### (4) 単元株式数の変更の条件

平成 30 年 6 月 19 日開催予定の第 114 回定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案及び「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 2. 株式併合

### (1) 併合の目的

単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を行うものであります。

### (2) 併合の内容

#### ①併合する株式の種類

普通株式

#### ②併合の比率

平成30年10月1日をもって、平成30年9月30日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

#### ③株式併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	32,930,749株
併合により減少する株式数	29,637,675株
併合後の発行済株式総数	3,293,074株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

#### ④発行可能株式総数

併合前の発行可能株式総数	128,000,000株
併合後の発行可能株式総数	12,800,000株

### (3) 株式併合により減少する株主数 （平成30年3月31日現在）

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	3,509名（100.00%）	32,930,749株（100.00%）
10株未満	210名（5.98%）	285株（0.00%）
10株以上	3,299名（94.02%）	32,930,464株（100.00%）

### (4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、株主様の持株に1株満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して売却処分し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

### (5) 株主併合の条件

平成30年6月19日開催予定の第114回定時株主総会において本株式併合に関する議案及び下記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款一部変更

#### (1) 定款一部変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に記載のとおり、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、株式併合を行い、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を1,280万株に変更するものであります。

#### (2) 定款一部変更の内容

定款一部変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億2,800万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,280万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6条及び第8条の変更は、平成30年10月1日をもって効力が発生するものとし、同日の経過をもって本附則を削除する。</u></p>

#### (3) 定款一部変更の条件

平成30年6月19日開催予定の第114回定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

- |                  |            |      |
|------------------|------------|------|
| ① 取締役会決議の日       | 平成30年5月21日 |      |
| ② 定時株主総会決議日      | 平成30年6月19日 | (予定) |
| ③ 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成30年10月1日 | (予定) |
| ④ 株式併合の効力発生日     | 平成30年10月1日 | (予定) |
| ⑤ 定款の一部変更の効力発生日  | 平成30年10月1日 | (予定) |

(注) 上記のとおり、本株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日は平成30年10月1日ですが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年9月26日となります。

以上